

返戻金制度について

採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とする）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とする）となった場合（以下「退社等」という）、当金庫は申込者の求めにより、報酬の一部を以下のとおり返還するものします。

ただし、退社等が申込者の責に帰すべき事由に起因する場合にはこの限りではありません。

1 か月以内 : 報酬の 80 %

1 か月超 3 か月以内 : 報酬の 50%

3 か月超 6 か月以内 : 報酬の 5 %